

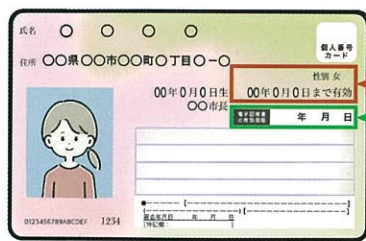
マイナンバー  
カード本体  
ならびに  
電子証明書の

有効期限切れによりマイナ保険証が  
利用できなくなる  
事象が発生しています!!



有効期限通知書が届いた方は、下記ご参照のうえ、余裕をもって早めに手続きをしてください。

マイナンバーカードには、  
カード本体と搭載されている電子証明書の  
2つの有効期限があります



マイナンバーカードの有効期限

発行から**10回目**の誕生日まで  
(18歳未満の方は5回目の誕生日まで)

電子証明書の有効期限

発行から**5回目**の誕生日まで

マイナンバーカード本体と  
電子証明書で更新手続きが異なります

有効期限の2~3カ月前を目途に有効期限  
通知書(下図)が送付されます。通知が来てい  
なくても有効期限の3カ月前から更新できま  
す。同封のパフレットをご一読のうえ、余裕  
をもってお早めに更新手続きをお願いします。



### マイナンバーカードの更新手続き

以下のいずれかの方法で、事前申請が必要です。

- ・ オンライン(スマートフォン / パソコン)
- ・ 証明写真機
- ・ 郵送

事前申請後、交付通知書が届きますので、  
市区町村窓口を訪れて新しいカードの交付  
を受けてください。

新しいカードの作成には一定の時間がかかる  
ことから、事前申請がお済みでないまま市区  
町村窓口に行っても、その場で更新は出来ま  
せんので、ご注意ください



### 電子証明書の更新手続き

マイナンバーカードと有効期限通知書を持参して、お住まいの市区町村窓口にて更新手続きをしてください。

### 更新の流れ

